

新潟市就労訓練事業認定申請の手引き

平成 30 年 10 月改版

新潟市福祉部福祉総務課

1 趣旨

本手引きは、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び同施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。）に基づき、新潟市長が行う法第 16 条第 1 項に規定する事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 認定制度

（1） 目的

就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を確認することで労働力の搾取が生じることなく、就労訓練事業が適切に実施されることを確保することを目的とする。

（2） 認定を行う主体

就労訓練事業を行う者の申請に基づき、新潟市長が行う。

（3） 認定の対象

認定は、事業所ごとに行う。したがって、同一法人が、複数の事業所において異なる就労訓練事業を実施する場合は、当該事業所ごとに認定を行う。

ただし、一つの法人が新潟市内に経営地のある同一法人内の複数の事業所の認定を受けようとする場合においては、当該複数の事業所についての申請関係書類をまとめて新潟市長に提出することは可能である。

（4） 認定の取消

新潟市長は、認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。認定の取り消しを行った場合は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式 8）により通知する。

（5） 報告徴収

新潟市長は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告徴収書（様式 7）により報告を求めることができる。

一方、これによりがたい場合、口頭による陳述の方法をとることも可能であり、その場合は、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。

なお、報告徴収を行う際は、認定就労訓練事業者に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は罰則の適用がある旨を説明する。

3 認定基準の内容

新潟市長は、則第21条に基づき、以下の認定基準により認定を行う。

(1) 就労訓練事業者に関する要件

ア 法人格を有すること。

イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(エ) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

(オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

(カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

- (キ) 破産者で復権を得ない者
- (ク) 役員のうちに（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者がある者
- (ケ) 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

(2) 就労等の支援に関する要件

ア イに掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

(ア) 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

(イ) 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

(ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

(3) 安全衛生に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

4 認定事務

(1) 申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（則様式第2号）に、アに掲げる書類を添えて、新潟市長に提出しなければならない。

ア 申請書に添付する書類

- (ア) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (イ) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書等の法人の財政的基盤に関する書類
- (ウ) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (エ) 誓約書（様式1）
- (オ) その他新潟市長が必要と認める書類

※社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、（エ）のみの添付で可とする。

(2) 受理

新潟市長は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

(3) 審査

認定基準の項目ごとに、それぞれ以下のとおり審査を行う。

- ア 法人格を有すること
- イ 事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有すること
- ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること
- エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること
- オ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと
- カ 就労支援等に関する責任者を配置すること等
- キ 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること
- ク 非雇用型の利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること

(4) 認定

新潟市長は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う。この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就

労訓練事業認定通知書（様式 2）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式 3）を送付することにより、その旨を通知する。

5 事業開始後の手続

（1） 事業の変更

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（則様式第 2 号）に記載した事項に変更があった場合は、次のとおり届け出なければならない。

ア 記載した事項のうち、次に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式 5）により、新潟市長に届け出なければならない。

（ア） 就労訓練事業が行われる事業所の名称

（イ） 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先

（ウ） 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名

イ 記載した事項のうち、ア以外の事項に変更があった場合は、速やかに認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式 4）により、新潟市長に届け出なければならない。

（2） 事業の廃止

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式 6）により、その旨を新潟市長に届け出なければならない。

6 その他

（1） 認定就労訓練事業者は、この手引きに定める事項のほか、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成 30 年 10 月 1 日付厚生労働省社会・援護局長通知）に定める事項を遵守すること。

（2） 認定就労訓練事業者は、生活困窮者、生活保護受給者を含め 10 名以上の定員を設けて、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項の第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、同法第 69 条の規定に基づき、事業開始の日から 1 月以内に、新潟市長に所定の事項を届け出ること。

就労訓練事業関係様式一覧

生活困窮者就労訓練事業認定申請書	則様式第 2 号
誓約書	様式 1
生活困窮者就労訓練事業認定通知書	様式 2
生活困窮者就労訓練事業不認定通知書	様式 3
認定生活困窮者就労訓練事業変更届〔事後届出〕	様式 4
認定生活困窮者就労訓練事業変更届〔事前届出〕	様式 5
認定生活困窮者就労訓練事業廃止届	様式 6
報告徴収書	様式 7
生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書	様式 8